

揚貨設備規則

規則

2022 年 第 1 回 一部改正

2022 年 6 月 30 日 規則 第 36 号

2022 年 1 月 26 日 技術委員会 審議

2022 年 5 月 25 日 国土交通大臣 認可

規則の節・条タイトルの末尾に付けられた
アスタリスク (*) は, その規則に対応する
要領があることを示しております。

2022 年 6 月 30 日 規則 第 36 号
揚貨設備規則の一部を改正する規則

「揚貨設備規則」の一部を次のように改正する。

2 章 試験及び検査

2.3 登録検査

2.3.1 提出図面その他の書類*

-3.を次のように改める。

-3. 新規に製造される揚貨設備に対する次の(1)から(6)に掲げる図面及び書類は、参考用とする。

((1)から(5)は省略)

(6) アスベストを含む材料を使用していない旨の宣言書及び必要な補足資料

(6) その他本会が必要と認める図面及び書類

附 則

1. この規則は、2022 年 6 月 30 日から施行する。

揚貨設備規則検査要領

要
領

2022 年 第 1 回 一部改正

2022 年 6 月 30 日 達 第 23 号

2022 年 1 月 26 日 技術委員会 審議

2022 年 6 月 30 日 達 第 23 号
揚貨設備規則検査要領の一部を改正する達

「揚貨設備規則検査要領」の一部を次のように改正する。

2 章 試験及び検査

2.1 一般

2.1.2 を次のように改める。

2.1.2 検査の準備等

- 1. 規則 2.1.2-3.にいう「検査員が危険であると判断した場合」とは、高所で検査を行う場合において墜落防止等の安全措置が講じられていない場合等をいう。
- 2. 規則 2.1.2-5.の適用上、定期的検査においては、交換又は新たに搭載された艀装品、機器、部品等に対して、アスベストを含む材料を使用していない旨の宣言書及び必要な補足資料を確認する。

附 則

1. この達は、2022 年 6 月 30 日から施行する。